

金融審議会金融分科会第二部会
保険の基本問題に関するワーキング・グループ報告(案)
～ 保険法改正への対応について～

I. はじめに

金融審議会金融分科会第二部会・保険の基本問題に関するワーキング・グループ（以下、「保険WG」）は、法務省法制審議会保険法部会（以下、「法制審議会」）における商法第二編第十章に規定する保険（以下、「保険法」）改正にかかる検討を受けて、保険業法の分野における対応について審議を行った¹。

具体的には、「保険法の見直しに関する中間試案」（平成19年8月9日）²の公表後、保険業法に係る主な論点について、並行して行われた法制審議会における審議状況を踏まえつつ、計7回にわたり審議を重ねてきた。

また、審議に際しては、(1) 保険業法等に基づく保険会社に対する監督・規制のあり方にどのような影響がありうるか、(2) 保険会社に対する監督・規制という観点から、保険法改正に際して示された論点や選択肢についてどう評価するか、という観点から検討を行った。

なお、法務省は、法制審議会における審議を踏まえ、「保険法改正要綱案」（平成20年1月16日）を提示したところである。

II. 保険法改正への対応について

保険WGにおいて検討を行った論点のうち、「保険法改正要綱案」に提示され、実際に改正される方向とされた2つの論点について、保険業法の分野における基本的な考え方は、以下のとおり整理することが適当である。

(1) 傷害・疾病保険契約に関する規定の創設

保険法においては、生命保険契約（第一分野）・損害保険契約（第二分野）に関する規定は設けられていたものの、傷害・疾病保険契約（いわゆる第三分野）に関する規定は設けられていなかった。このため、今回の保険法改正に際し、これまで保険法において規定がなかった第三分野の位置づけに関する規定を創設する方向となった。他方、保険業法においては、既に第三分野に関する規定が定められている。

¹ 保険法は法務省が所管する「商法」の一部として規定されており、保険契約の当事者間を規律する民事ルールとして位置付けられるのに対し、保険業法は保険業を行う者を監督するための監督法との位置付けである。

しかしながら、以下の点で保険法と保険業法の間で、第三分野に関する規定に差異が生じることとなった（巻末：表を参照）。

- ① 保険業法においては、傷害・疾病保険契約（定額給付方式、損害てん補方式）、傷害死亡給付契約を第三分野として規定し、疾病死亡給付契約を生命保険として規定している。
- ② 保険法においては、傷害・疾病保険契約（定額給付方式）、傷害・疾病死亡給付契約を傷害疾病定額保険として新たに規定し、傷害・疾病保険契約（損害てん補方式）を損害保険契約として位置づけた上で傷害疾病損害保険として新たに規定した。

この点については、現行の保険業法上の保険種別の分類は概ね定着しており、また、理論的にも契約の当事者間の民事ルールを規律する保険法と、保険契約者等の保護を図るために保険会社に対する監督・規制等を規律する保険業法との立法目的の差異を踏まえれば、両者が一致していなくとも問題は生じないものと考えられる。

(2) 保険金支払

保険法においては、保険金の支払時期について、一定のルールが規定される方向となった。具体的には、①支払期限があるものはその期限後、ないものは請求を受けたときからという民法の規定に準じたものとし、②いずれも保険金支払いに関して合理的な調査期間経過後には支払期限が到来する、という形の規定を置くこととされた。ただし、具体的な日数を定める形では規定しないこととされた。

保険業法においても、契約の種類、保険事故の内容やその態様、免責事由の内容等により、保険金の支払のための調査に必要な期間が異なること等から、具体的な日数を定めることは困難であると考えられる。

なお、昨今の保険金支払漏れ等の問題にかんがみ、保険金支払のあり方を見直すべきではないかとの意見もあり、保険金支払のあり方については、引き続き検討を行うべきである。

Ⅲ. その他の論点について

最終的に「保険法改正要綱案」に含まれなかったものの、保険業法に関係しうる主な論点として当WGにおいて検討を行った6つの論点についても、基本的な考え方を以下のとおり整理することとする。

²法務省は、2007年8月に「保険法の見直しに関する中間試案」を発表した。

(1) 保険の定義

法制審議会においては、現行の保険法に保険の定義が定められていないことから、保険法の適用範囲を明確化するために、保険の定義を定めるか否かについて検討が行われた。保険WGにおいても、保険業法にも保険の定義が定められていないことから、保険の定義を定めるべきか否かについて検討を行った。

この点については、仮に、保険の定義を狭く解し、例えば大数の法則や収支相等の原則を含めると、内容の悪い実質的な保険（例えば、保険を装った詐欺的商法等）について監視が行われなくなる可能性が考えられる。他方、保険の定義が広く解され、例えば、保険デリバティブのようなものが含まれた場合、これらについて保険会社しか販売できないといった問題が生ずる可能性も考えられる。

保険の定義を定めた場合のこうした問題点にかんがみれば、保険の定義を一義的に定めることは困難であると考えられる。法制審議会においても、結論として、保険法に保険の定義を定めないこととされたが、保険業法においてもこれを定めないことが適当と考えられる。

(2) 生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付

法制審議会においては、生命保険契約および定額の傷害疾病保険契約における金銭以外の給付（以下、「現物給付」）を保険法の適用対象とするか否かについて検討が行われた³。この点については、保険契約者等の保護および保険会社に対する監督・規制等の観点から踏まえて判断することが適当である。

損害保険契約については、その性質上、現物にかかる損失の原状回復または再調達を可能とすることを目的とする、すなわち、損害をてん補するものであることから、現物給付が認められているものと考えられる。他方、生命保険契約については、人の死亡は損害回復が不可能であり、従来、「人の生死に関し一定額の保険金を支払う」（保険業法第2条）ものとされてきた。こうしたことを踏まえれば、そもそも生命保険契約に現物給付はなじみにくいところがあると考えられる。

また、生命保険契約における現物給付には、保険契約者等の保護の観点から以下の懸念が生じうる。

- 現物給付については、その将来の適切な履行・質の保証に対する懸念があるこ

³法制審議会においては、例えば、介護サービスの提供や老人ホームへの入居権付与といった現物給付が紹介された。

とから、契約者の保護に欠けるおそれがある。

- 現物給付と金銭給付を選択できない場合、保険会社・保険契約者等がともに価格変動リスクにさらされる。
- 現物給付と金銭給付の選択制とした場合、契約者は価格下落リスクの負担を免れるが、更なるプレミアム（＝オプション料に相当）が保険料に上乗せされる。また、こうした長期契約におけるオプション料は算出が困難であり、高額なものとなりかねない。

さらに、保険会社に対する監督・規制という観点からも以下の懸念が生じうる。

- 現物には将来の価格変動があり、適切な保険料、責任準備金等の算定が困難。
- 将来の現物価格変動時の負担を、保険会社と保険契約者等がどう負担するかについて、規律すべきか、契約に委ねるべきかという問題がある。
- 現物給付にかかる継続的な役務提供などの履行確保を図るための監督手法にかかる検討が必要となる。

また、先進諸外国の保険制度においても、生命保険契約における現物給付制度はほとんど導入されていない。

こうした点にかんがみれば、保険業法においては、生命保険契約における現物給付は認めず、現行規制を維持することが適当である。保険法においても結論としてこれを定めないこととされた。なお、定額給付方式の傷害・疾病保険契約における現物給付についても、生命保険契約の場合と特段の差異を設ける理由は見当たらないことから、同様の取扱いとすることが適当である。

ただし、生命保険的な現物給付について、無規制のままにして良いのかという問題も指摘された。しかしながら、こうした現物給付商品については、一定の要件を満たすものについて、他法による業規制に服することもある⁴。

この点については、今後、保険的な現物給付商品が数多く販売されるなどの状況の変化が生じた場合、改めて保険会社の業務のあり方について検討を行い、①保険業法上の規制を課すべきか、また、②引き続き保険会社本体での参入を認めないこととすべきか、について検討を行うことが適当である。

⁴金融商品取引法では、出資者から出資された金銭等を充てて行う事業から生ずる収益の配当又は財産の分配を受けることができる権利で、一定の要件を満たすものを「集団投資スキーム持分」として有価証券とみなしており、その募集・運用を行うものを規制対象としている。現物給付商品の提供に際し、金融商品取引法の適用対象となるようなスキームを利用する場合には、同法が適用されることとなる。

(3) 未成年者の死亡保険について

法制審議会においては、被保険者による同意が親権者により行われる未成年者に対する死亡保険に関して、モラルリスクや必要性への疑問などから、制限を行うべきことについて検討が行われた⁵。なお、結論としては、保険法においては制限を行わないこととされた。保険WGにおいては、未成年者の死亡保険についてはモラルリスクが高いものがあるため、何らかの対応を図るべきであるとの意見が大勢であった。

こうした指摘を踏まえ、被保険者の同意を得ることができない未成年者に対する死亡保険のうち、モラルリスクの高いものについては⁶、当局、業界、保険会社各社において、効果的なモラルリスク対策を実施すべきである⁷。

このため、当局においては、内閣府令等において、①保険会社が保険金の引受限度額および保険契約の引受けに関する社内規則等を定めるよう求めるとともに、②当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制整備を構築することを求める旨のルールを定めることが考えられる。

業界においては、各社において適切な引受限度額を定め、引受体制を整備することを内容とする自主ガイドラインを策定することなどが考えられる。また、保険会社各社においては、内閣府令等や上記自主ガイドラインを踏まえ、引受限度額を引き下げるとともに、引受管理体制を整備することなどが考えられる。

(4) 保険料積立金等の支払

法制審議会においては、保険期間満了前に生命保険契約が終了した場合について、保険料積立金等の支払に関する一般的な規定を定めることについて検討が行われた。特に解約返戻金については、その内容として解約時のペナルティーを控除することができない旨を明確化することが検討された。なお、結論としてはこれを定めないとされた。

保険WGにおいては、この点に関し、保険料積立金にかかる規定整備、解約控除⁸の

⁵実務上は、未成年者であっても、15歳以上であれば被保険者の同意を取得するのが一般的である。

⁶未成年者に対する死亡保険に金額制限等を設けることに関しては、モラルリスクの懸念がそれほど高いとは考えられない賠償保険、団体保険等の商品に対する取り扱いについて別途検討が必要であると考えられる。

⁷なお、法制審議会においては、他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約の死亡給付について被保険者の同意の要否に関する検討も行われたが、結論としては、これを例外的に不要とすることとされた。このような商品に関するモラルリスクの防止についても、関係者において適切な対応が取られるべきである。

⁸解約控除とは、生命保険契約の解約により、その返戻金を計算する場合、責任準備金から控除さ

あり方、無・低解約返戻金型保険商品のあり方、解約返戻金にかかる開示のあり方、といった論点に分けて検討を行った。解約返戻金に関しては、規律の更なる明確化の観点から、解約控除の対象は保険料計算基礎に基づいたものに限る（いわゆる解約時のペナルティーは含まれない）という趣旨の規定を商品審査基準に明確化する方向で検討すべきであると考えられる。

なお、保険料積立金等の支払に関するこれらの論点は、技術的な要素を多く含むことから、今後、専門的・実務的視点も含めた更なる検討が行われるべきである。

(5) 保険募集

法制審議会においては、保険募集に関する規定を保険法においても置くべきか、また、この場合、保険業法との整理をどう考えるかについて検討が行われたが、結論としては、保険法において募集に関する規定を定めないこととされた。このため、保険法改正に伴う保険業法における対応は要しないものの、保険募集全般に関して幅広く議論すべきとの意見もあり、今後、保険募集のあり方については、引き続き検討が行われるべきである。

(6) 損害保険会社に対する先取特権

法制審議会においては、損害保険契約等について、保険者の財産に対する一般先取特権について定めを置くことについて検討が行われたが、結論としては、これを定めないこととされた。これまでの経緯にかんがみ、保険業法においても、現状、損害保険会社に対する先取特権を定める特段の理由は見出せないものと考えられる。

以 上

れる金額。解約控除は、新契約費（保険会社が新契約獲得のために要する費用）の回収のために行われるもの。

(表) 保険法と保険業法における疾病・傷害保険契約の位置づけ

		現行商法	要綱案 (新保険法)	保険業法
傷害・ 疾病 保険	定額給付方式	規定なし	傷害疾病定額保険 (新設)	傷害・疾病保険 (第三分野)
	損害てん補方式	損害保険	傷害疾病損害保険 (損害保険)	
	傷害死亡給付 (定額給付方式)	規定なし	傷害疾病定額保険 (新設)	生命保険
	疾病死亡給付 (定額給付方式)			